

邑楽町告示第78号

平成22年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月7日

邑楽町長 金子 正 一

1. 期 日 平成22年6月11日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（16名）

1 番	小 島 陸 夫 議員	2 番	遠 藤 幸 夫 議員
3 番	大 野 貞 夫 議員	5 番	田部井 健 二 議員
6 番	小 沢 泰 治 議員	7 番	山 田 晶 子 議員
8 番	岩 崎 律 夫 議員	9 番	加 藤 和 久 議員
1 0 番	小 島 幸 典 議員	1 1 番	立 沢 稔 夫 議員
1 2 番	小 倉 修 議員	1 3 番	横 山 英 雄 議員
1 4 番	本 間 恵 治 議員	1 5 番	細 谷 博 之 議員
1 6 番	相 場 一 夫 議員	1 7 番	石 井 悦 雄 議員

○不応招議員（なし）

平成 2 2 年第 2 回 邑楽町議会定例会議事日程第 1 号

平成 2 2 年 6 月 1 1 日（金曜日） 午前 1 0 時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について
- 第 4 同意第 1 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第 4 1 号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 第 9 議案第 4 2 号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 4 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 4 4 号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度 邑楽町老人保健特別会計補正予算

○出席議員（16名）

1 番	小 島 陸 夫 議員	2 番	遠 藤 幸 夫 議員
3 番	大 野 貞 夫 議員	5 番	田部井 健 二 議員
6 番	小 沢 泰 治 議員	7 番	山 田 晶 子 議員
8 番	岩 崎 律 夫 議員	9 番	加 藤 和 久 議員
10 番	小 島 幸 典 議員	11 番	立 沢 稔 夫 議員
12 番	小 倉 修 議員	13 番	横 山 英 雄 議員
14 番	本 間 恵 治 議員	15 番	細 谷 博 之 議員
16 番	相 場 一 夫 議員	17 番	石 井 悦 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
河 内 登	教 育 長 職 務 代 理 者 学 校 教 育 課 長
堀 井 隆	総 務 課 長
小 倉 章 利	企 画 課 長
立 沢 茂	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長
相 場 利 夫	生 活 環 境 課 長
諸 井 政 行	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
神 山 均	住 民 課 長
小 島 哲 幸	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
増 尾 隆 男	水 道 課 長
大 舩 一	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○相場一夫議長 ただいまから平成22年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時02分 開議〕

◎諸般の報告

○相場一夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成21年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○相場一夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において岩崎律夫議員、加藤和久議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○相場一夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から17日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの7日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について

○相場一夫議長 日程第3、報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙西邑楽土地開発公社に関する平成22年度予算書及び平成21年度決算書のとおり報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 報告の件について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 なければ、以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○相場一夫議長 日程第4、同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員については、固定資産を適正に評価し、長が行う価格の決定を補助する者として、税務課長、立沢茂を適任であると認め選任いたしたく、地方税法第404条第2項及び邑楽町税条例第76条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○相場一夫議長 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 立沢税務課長。

〔立沢 茂税務課長登壇〕

○立沢 茂税務課長 承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

議案書のほうをお開き願いたいと思います。議案書の中ほどのページになりますけれども、邑楽町税条例の一部を改正する条例でございます。

邑楽町税条例（昭和35年邑楽町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第44条でございますが、上位法であります地方税法第321条の3、給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の改正に伴う規定の整備でございます。第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に第4項を加えるものでございます。この第44条の改正内容ですが、年金特徴者、いわゆる年金所得に係る住民税を年金から天引き徴収する65歳以上の方を除いて、65歳未満の給与所得者については、原則として年金を含むその他の所得に係る住民税を給与から特別徴収することを規定したものでございます。

次に、第45条第1項の改正でございますが、これは第44条に第4項を加えたための項ずれを修正するものでございます。

次に、第48条第6項の改正でございますが、地方税法第321条の8、法人の市町村民税の申告納付の改正に伴い、項ずれが生じたため、修正するものでございます。

次に、附則第15条につきましては、地方税法附則第31条の2、特別土地保有税の非課税の削除に

伴う規定の整備でございます。附則第15条を削り、附則第15条の2を附則第15条とするものでございます。

次に、附則20条の4の改正でございますが、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴う規定の整備でございます。法律の題名及び略称の名称が変わり、修正するものでございます。

次のページをお開き願います。附則第20条の5の改正につきましても、同じく租税条約特例法の名称の変更による改正でございます。

次に、附則でございます。施行期日、第1条、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第20条の4第1項及び附則第20条の5第1項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行するものでございます。

次の第2条第1項でございますが、町民税に関する経過措置といたしまして、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものでございます。

次に、第2項につきましては、65歳未満の方の特別徴収については、本人から平成22年4月30日までに普通徴収で納めたい旨の申し出があれば、平成22年度分に限っては普通徴収で納付できるという所要の措置でございます。

次の3項につきましては、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分に適用し、それ以前については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○相場一夫議長 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 この都市計画税につきましては、目的税でございます。都市計画に関する事業に対してお金を使うのが本来のあり方だと思いますけれども、1年間にかなりの都市計画税を取っておりますけれども、その都市計画税がどのような形で町の都市計画のために使われているのか、お聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 都市計画税については年間、細かい数字持っていないので大変恐縮ですが、1億円からの収入がございます。主に都市計画公園の維持管理、あるいは区画整理、あるいは下水道整備等、都市計画関係の費用として使われております。今数字持っていないので、それがどのくらい、どこに使われているかということについては即答できませんけれども、よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 この都市計画税につきましては、目的税ということで、邑楽町の都市計画の振興のために税金をいただいて、都市計画区域の振興を進めるために私は町民からいただいているのではないかなと思います。私は1億4,000万近い数字だと思っていますけれども、このお金がどのような形で使われるかということを、町執行部としてはガラス張りにする必要があると思いますので、ここで要望しておきますけれども、集めたお金を一つにして、どこに使われたかわからないような対応ではなくて、きちんとした町の都市計画の振興のために、どういう形でその都市計画税が使われているのか、私は町民のためにもできるだけガラス張りに、わかりやすく、事業実績報告なり、そういう中で提示していただきたいということをお願いいたしまして、私の質問とさせ

ていただきます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○相場一夫議長 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 立沢税務課長。

〔立沢 茂税務課長登壇〕

○立沢 茂税務課長 承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

議案書のほうをお開き願いたいと思います。邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

呂宋町国民健康保険税条例（昭和34年呂宋町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項は、国民健康保険税医療分の課税限度額47万円を50万円に、第3項は後期高齢者支援金分の課税限度額12万円を13万円に改正するものでございます。この改正は、地方税法施行令第56条の88の2第1項及び第2項の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に、第21条ですが、国民健康保険税の減額に関し、地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の88の2及び地方税法施行令第56条の89第2項第3号及び第4号の創設に伴う規定の整備でございます。厳しい社会情勢が続く中での低所得者に対する配慮といたしまして、これまでは所得の状況に応じ被保険者均等割及び世帯平等割に対して6割または4割の減額でしたが、改正では市町村の状況に応じて7割、5割、2割の減額が図れるよう措置が講じられたため、国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ減額する金額を改正するものでございます。

次のページをお願いします。真ん中よりやや左寄りになりますが、第21条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。地方税法703条の5の2の創設に伴う規定の整備でございます。この創設理由は、国民健康保険税は前年中の所得に対し所得割がかかることから、倒産やリストラなどによって離職した人や急に職を失った方に対して、在職中の保険料負担と比較して過重にならないように所要の措置を講ずるものでございまして、国民健康保険税の所得割の算定の基礎となる総所得金額の中の給与所得の金額を、その額の100分の30に相当する金額、いわゆる30%として計算した金額とする特例措置でございます。

次のページの中ほどになりますが、第22条の2でございますが、第21条の2、特例対象被保険者等、いわゆる倒産やリストラによって離職した人について、第1項では離職の理由その他の事項について記載した申告書の提出、第2項では雇用保険受給者資格者証等の特例対象被保険者であることの事実を証明する書類の提示について義務づける規定でございます。

次に、附則3項は、地方税法703条の5第2項の削除に伴う字句の整理をするものでございます。

次の附則14項と、次のページになりますが、附則第15項は、先ほど呂宋町税条例の一部を改正する条例の中でもありましたが、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の名称が改まるため、規定の整備を行うものでございます。

次に、附則でございますが、第1条、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第14項及び附則第15項の改正規定については、平成22年6月1日から施行するものでございます。

第2条、改正後の呂宋町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第41号 西邑楽土地開発公社定款の変更について

○相場一夫議長 日程第8、議案第41号 西邑楽土地開発公社定款の変更について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、借地借家法の一部が改正されたことに伴い、本定款を改正する必要性が生じたので、所要の改正をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 西邑楽土地開発公社定款の変更について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第42号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

○相場一夫議長 日程第9、議案第42号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子育てしやすい環境づくりに配慮しての育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、配偶者が育児休業を取得している場合でも育児休業ができるようにするため、本条例を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 議案第42号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

お手元の条例をお開きください。邑楽町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

本議案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びに国家公務員及び地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、一部改正を行うものです。

お手元の第2条につきましては、育児休業をすることができない職員の規定でございます。現行の第1号、非常勤職員、第2号、臨時的に任用される職員につきましては、育児休業法に育児休業ができない旨が規定されたことから、本条例から削除するものでございます。現行の第3号、育児代替職員について記載されていますけれども、改正では1号とこれになります。現行の第4号が、これは定年延長職員について記載されたものですが、改正では第2号となります。次に、現行の第5号、第6号があったわけなのですが、育児休業の請求できる条件として、配偶者の

就業状況にかかわらず請求できることになりましたことにより、削除するものでございます。

次に、第2条の2は新たに加わるもので、育児休業法で規定する夫が育児休業を特別な事情がなく再度請求できる場合の要件として、最初の育児休業を妻の産後休暇中と規定したことから、その期日の日数を出生日を含めて57日間と定めたものでございます。

次の第3条及び第5条は、再度育児休業を行うことができる特別な事情及び育児休業取り消し事由の規定について記載されております。育児休業が取得できる要件が緩和されたことによる文言の整備でございます。

次に、第9条では、育児短時間勤務することができない職員を規定しています。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができるようになったための改正でございます。並びに非常勤職員、臨時任用職員の規定を削除してあります。

第10条では、育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることのできる特別な事情を規定しております。今回の改正は、夫婦が交互で育児休業したかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児短時間勤務をした後、三月以上を経過した場合に、再度の育児短時間勤務をすることができるようにしたものでございます。

次のページに移ります。第13条では、育児短時間勤務の取り消し事由の規定でございます。職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に職員以外の子の親がその子を養育できるようになった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由には当たらないとする内容の改正でございます。

次に、第20条は、部分休業をすることができない職員の規定で、職員の配偶者の就業の有無や育児休業取得の有無の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができるとの改正でございます。非常勤職員の規定もあわせて整備を行いました。

また、21条は部分休業の承認で、規定の整備でございます。

附則第1項は、この条例は、平成22年6月30日から施行するとするものです。

附則第2項は経過措置で、この条例の施行日の前に現行の規定により職員が申し出た計画は、施行後は改正後の規定により職員が申し出た計画とみなすという内容でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 呂楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第10、議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、配偶者の就業等にかかわらず育児のための早出遅出勤務が可能となったことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を行います。

お手元の改正する条例をお開きください。先ほどと同じく、育児休業等に関する一部を改正する条例と同じく、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴う一部改正になります。

改正案の第8条の2につきましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の承認要件を緩和したことに伴う文言の改正です。職員の配偶者の状況にかかわらず、職員の請求に基づき早出遅出勤務ができるものにするものでございます。

第8条の3につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限する規定でございます。新たに第2項を加え、第2項の内容は、3歳に満たない子を持つ職員が子を養育するために請求した場合は、時間外勤務等を制限する旨の規定を追加したものでございます。あわせて条項及び文言の整備をするものでございます。

附則第1項は、この条例は、施行日を平成22年6月30日と定めたものでございます。

附則第2項は、本条例の施行日以後の日を開始日とする育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務制限に関する請求について、施行日前でも行えると、経過措置を定めたものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第44号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例

○相場一夫議長 日程第11、議案第44号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の給与は、地方公務員法で「法律又は条例により認められた場合を除き、通貨で、直

接職員に、その全額を支払わなければならない」とされています。現在は、職員からの申し出により口座振り込みにしておりますが、今回条文に明記し、あわせて職員の福利厚生の方から、給与からの各種会費等の天引きについても明文化するため、条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 議案第44号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

お手元の資料をお願いいたします。先ほど申したとおり、地方公務員法第25条第2項の規定により、「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」となっております。邑楽町では、職員の給与の支給に関する規則第27条に口座振り込みを規定しています。改めて条例に明記するため、第2条の2、給与の口座振り込みを設けたわけでございます。「給与は、職員の申し出により口座振込みの方法によって支払うことができる」というものを加えたものでございます。

さらに、第2条の3、給与からの控除を追加しております。給与からの天引き、チェックオフを条例に明記、整備するための改正でございます。第2条の3につきましては、町長は、職員に給与を支給する際、その給与から、次の各号に掲げるものについて、控除することができる。第1号、職員が相互の研修、親睦、互助及び健康増進を図ることを主たる目的として組織する互助会等に対して、職員が会費等として支払うべき金額。第2号、前号の互助会が行う団体取り扱い契約に係る生命保険、火災保険及び簡易生命保険の保険料並びに町長の指定する団体が行う生命共済事業の掛金。第3号、群馬県市町村共済組合が行う貯金事業に係る積立金及び貸付事業等に係る償還金。第4号、前各号に定めるもののほか、町長が適当と認めるもの。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 大変職員のためにいいのかなと思いますが、まず1点、現在そういった形で現金支給を受けている職員がいるかどうか。また、将来、希望すれば、現金支給が受けられるのか。そしてまた、これによって不都合を生じる職員がいるかどうか。その辺についてどの程度の調査をされているのか、お聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 お答えいたします。

数年前までは現金支給の職員がおりました。現在はおりません。本人の希望等を調査して、現在は口座振り込みになっております。

将来、現金での支給が欲しいという場合には、これは本人の申し出によっての口座振り込みですので、現金支給も可能な条例になっております。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 ただいまの説明いただいたわけですが、これは非常に内容的にはいいことだと思いますが、今までもこれを条例がないままやってきたことがあるのかと思いますけれども、もうちょっと的確な文言に変えたほうがいいと思うのですけれども。これで決まってしまうとあれなのですが、できれば休憩でもとって考えたみたほうがいいと思うのですけれども。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 文言の改正ということですが、具体的に教えていただければ大変ありがたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 実は1、2、3、4あるわけですが、2の「前号の互助会等が行う団体取扱契約に係る生命保険、火災保険及び簡易生命保険」云々と書いてあるわけですが、生命保険、その次に「火災保険」になっているのですが、「損害保険」のほうがいいのかと思うのですけれども。そうしないと、範囲が狭くて、これは特定の保険になってしまうものですから。その辺、範囲を広く。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 損害保険等に関しましても、ここの表示は「生命保険、火災保険」ということですけれども、前号に定めるもののほか、町長が認めるものということで、取り扱い是可以ということに解釈しております。

○相場一夫議長 小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 それはできるのだけれども、生命保険、損害保険という、あるいは共済保険、年金等あるわけですから、その辺の文言を「損害保険」に変えておいたほうがいいということを私は言っているわけです。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 現況で生命保険、火災保険の加入率が多いものですから、表示的にはこうさせていただきます。損害保険に入っている方ももちろんいらっしゃいます。そういったことで、「町長が適当と認めるもの」ということで、そこについては表現したということでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○相場一夫議長 小沢議員。

○6 番 小沢泰治議員 これは、もとの考え方が間違っているのですよ。生命保険と損害保険、あるいは共済あるのですが、生命保険という大きなものがあり、損害保険という大きなものがあって、その中の火災保険、その次に、町長が云々と書いてありますけれども、その部分が、大前提がちゃんとしていなくて町長が云々だから、私は言っているのです。これはぜひ変えていただきたいのですけれども。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第45号 平成22年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○相場一夫議長 日程第12、議案第45号 平成22年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 平成22年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万5,000円を追加し、予算の総額を1,159万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金及び諸収入の増額であり、歳出については医療諸費及び諸支出金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 平成22年度呂宋町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり決定されました。

◎散会の宣告

○相場一夫議長 以上で本日の日程は終了しました。

来る14日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

なお、あす12日並びに13日は休日につき休会となります。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午前10時56分 散会〕